

他社で新しいスキルを身につけてみませんか？

在籍型出向で産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)が利用できます

これまで労働者のスキルアップといえば、主に企業内でのOFF-JTやOJTにより実施されてきましたが、他社で新しいスキルを身につけられる「在籍型出向（外部OJT）」という手法もあります。「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」では、「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組む事業主に対し助成を行っています。積極的な活用をご検討ください。

実際に出向した方の声

■ 異業種経験による新たな活躍の場・視野の広がり

出向元とは違う業務を経験することにより視野が広がり、自信がつく。等

■ 専門知識やノウハウの習得による自らや会社の業務分野の拡大への貢献

基礎的な資格を取得し、今後の更なる資格取得やその資格を活かした職業へと視野を広げることができる。等

■ 同業種の異なる業務への興味拡大

現場業務のみならず、事務等の後方支援にも興味を持った。等

■ 自らの適正・適職の確認

異なる業務を行うことで、自分の適性など、やりたいことが見つけやすくなった。等

スキルアップ活用事例（同業種、異業種）

同業種の活用事例

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を営んでいるが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。



異業種の活用事例

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



耕種農業（出向先）

水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。



※同業種のみ・異業種のみといった制限等はありません。また、取得するスキルにも制限等はありません。

よくあるご質問

Q1. どのようにして出向先みつけたらいいですか？

A. 「産業雇用安定センター」で無料で相談に応じています。

Q2. 何人まで出向できますか？

A. 出向人数に制限はありません。

Q3. 出向期間はどれくらいですか？

A. 最大で2年間です。助成期間は1年間です。

申請・お問い合わせ先

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の詳細については、厚生労働省のHPに掲載しております。ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

【電話】 0120-603-999 【受付時間】 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

LL051107政01



在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？ 以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

助成の内容 対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 □ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,490円※ ² / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和5年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**

助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,490円以下も満たしている）

イ：3,600円

□：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = **2,400円**

受給までの流れ

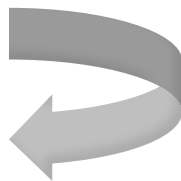
1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の 確認 ※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇）※3
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**愛媛労働局助成金センター**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2ヶ月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、**愛媛労働局助成金センター**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積み、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。

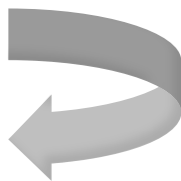


産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。

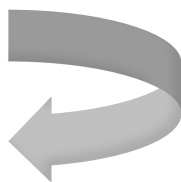


ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



耕種農業（出向先）

水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

出向マッチング支援

（公財）産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを**無料**で支援しています。出向の仕組みや、契約等に関する相談も承っております。まずはセンターにご相談ください。

※なお、助成金の相談・申請先は愛媛労働局助成金センターです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

【公益財団法人 産業雇用安定センター 愛媛事務所】 松山市三番町4丁目11-1 住友生命松山三番町ビル4階
電話番号 **089-931-5494** ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日は除きます）

助成金の申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**助成金センター**までお問い合わせください。

【愛媛労働局 職業安定部職業対策課分室 助成金センター】 松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階
電話番号 **089-987-6370** 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁しております）

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】
電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

(公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

受入情報の検索はこちら→



- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、全国の労働者の受入れを希望している事業所（出向受入情報※）の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。

センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

お問い合わせ先

産業雇用安定センターHPはこちら→



公益財団法人 産業雇用安定センター



マッチング支援の流れ

出向元企業

在籍型出向を活用し、労働者のスキルアップを図りたい企業

【社内手続き】

- ✓ 出向期間や出向期間中の賃金・労働時間等の労働条件等の明示
- ✓ 出向対象労働者の選定・募集
- ✓ 出向対象労働者の同意や労働組合との合意
- ✓ 就業規則等に出向規定を整備など

STEP 4

出向契約の締結

STEP 5

出向の開始

STEP 6

出向元企業や産雇センターによる継続的なフォローアップ

送出情報の収集

マッチング

STEP 1：情報収集

事業所訪問などにより送出情報や受入情報を収集

STEP 2：企業間面談

出向元と出向先との間で、出向に関する諸条件を事前に話し合いの場を設定

STEP 3：職場見学

出向元の人事労務担当者、出向対象労働者や労働組合に、出向先の職場や職務内容、勤務時間の実態などの職場見学の場を設定

受入情報の収集

マッチング

職場見学

- ✓ 出向期間や職務内容の規定
- ✓ 賃金負担などの取り決め
- ✓ 勤務時間や時間外労働など労働条件の明確化
- ✓ 社会保険等の取り扱いなど

出向先企業

在籍型出向を活用して、一時的に人材を確保したい企業

産業雇用安定センター